

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 2 号
至 陳情第 1 4 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1 2	グリーンプラザの平成30年度、解体の取りやめを求める陳情						1
1 3	安保関連法案の廃止を求める意見書を関係機関に提出することを求める陳情						2
1 4	伊方原発再稼働に反対する意見書を関係機関に提出することを求める陳情						5

陳 情 番 号	1 2	受理年月日	平成27年11月13日	
陳情人住所氏名	府中市浅間町3-18-1 市民フロアセブン協議会 会長 芝 原 央 充			
件 名	グリーンプラザの平成30年度、解体の取りやめを求める陳情			
〔陳情の趣旨〕 ① 府中駅周辺施設の再編に係る基本方針をお聞きしましたが、一連の施設再編と同時期に取り壊されることに反対です。 グリーンプラザは築年数34年であり、急いで取り壊すことはないと考えます。小規模の補修で、まだしばらくは使用に耐えられると説明を受けています。府中駅南口新施設の詳細が明確になる時期、あるいは稼働してから改めて総合的に検討されるべきです。 ② グリーンプラザの利用の現状 グリーンプラザの利用は通常の有料利用者と「市民フロアセブン協議会」が自主運営組織として利用しています。フロアセブン協議会は35年前に自主的な文化活動推進を目指し、府中市と市民が協力して立ち上げた他市に誇れる市民活動の組織です。広く登録団体を集め、現在108団体が活動しています。市民協働の先駆けともいえます。また、立地条件（府中駅隣接）、低額年会費が活動の前提となる高齢者が多い登録団体もあります。これらの団体にとってグリーンプラザの解体は、活動継続の死活問題です。 ③ 府中駅南口新施設の概要は総論の説明は受けていますが、グリーンプラザの現行機能がどこまでカバーできるのか、レイアウト・料金体系等具体的には不明確です。 また、NPO・ボランティア関連のフロアセブン登録団体の多くから、グリーンプラザの現在の使用料が支出できる限度であり、市民会館並みの使用料では活動できないという声も寄せられています。 以上の趣旨から、平成30年度のグリーンプラザの取り壊しに強く反対し、再検討いただきますよう陳情します。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 3	受理年月日	平成27年11月13日
陳情人住所氏名			
件 名	安保関連法案の廃止を求める意見書を関係機関に提出することを求める陳情		
〔趣旨及び理由〕			
本年9月に成立した自衛隊法、武力攻撃事態対処法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法案、及び新規立法である国際平和支援法案（以下両法案をあわせて「安保関連法案」という）は、憲法違反であり、かつ立法事実のない法律です。以下にその理由を述べます。 (1) 安保関連法は憲法違反である 日本国憲法では、憲法9条1項で戦争・武力行使が禁じられ、9条2項では「軍」の編成と「戦力」不保持が規定されています。このため、外国政府への武力行使は違憲であるのは明白です。 政府が合憲の根拠としているのは、砂川判決と47年の政府見解ですが、その理論は完全に崩壊しています。 砂川判決は、日本の自衛の措置として米軍駐留を認めることの合憲性を判断したものにすぎません。さらに、この判決は「憲法がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として」と述べるなど、自衛隊を編成して個別的自衛権を行使することの合憲性すら判断を留保しており、どう考えても、集団的自衛権の合憲性を認めたものだとは言いがたいものです。 与党の一角である公明党の山口代表は、2014年4月1日の記者会見において、「砂川判決は個別的自衛権を認めたものと理解してきた」と述べ、砂川判決は安保関連法案が認めている集団的自衛権の行使を容認したものでないという認識を示しています。 47年政府見解は、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」という結論になっていますが、安倍政権は、「47年政府見解に集団的自衛権行使が含まれている」と主張しました。その主張に対して、元最高裁判事の濱田邦夫氏は、2015年9月15日に行われた参議院特別委員会の中央公聴会において、「日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできない」、「それは法匪的な発想でしかありません」と断言しました。			

政府の主張は、47年政府見解にある「外国の武力攻撃」という文言を、勝手に、「(同盟国等に対する)外国の武力攻撃」という意味に読みかえたものです。「外国の武力攻撃」が我が国に対するものであるというのは、文脈から明らかであります。

決定的な証拠は、47年政府見解の作成者である吉国内閣法制局長官が、政府見解の決裁と同日に国会提出した防衛庁政府見解にあります。防衛庁政府見解には、「我が国に対する急迫不正な侵害があること」と書かれており、「同盟国に対する外国の武力攻撃」は該当しないことは疑う余地がありません。

なお、安保関連法案が憲法違反であるということは、法律・憲法の専門家である、全国52全ての弁護士会、歴代の弁護士会長、大多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所判事、元最高裁判所長官が表明しています。

(2) 安保関連法は立法事実のない法律である

法律の成立に当たっては、法律の必要性、正当性、それを説明する社会的・経済的・文化的な事実を指し示す、いわゆる「立法事実」が必要ですが、安保関連法案に関しては立法事実がありません。

安倍晋三首相は、安保法案の柱である集団的自衛権の行使を必要とする理由として、2つの事例を挙げて繰り返し説明してきました。1つは、紛争国から避難する日本人のお年寄りや、母親と乳児を輸送する米艦船を防護する例と、中東・ホルムズ海峡に敷設された機雷を除去する例です。

しかし、邦人救護の米艦船を防護する例では、2015年8月26日の参院平和安全特別委員会にて、中谷防衛相は米艦船防護が「邦人が乗っているかどうかは絶対的なものではない」と述べ、首相も同調しました。米艦船を防護するかどうかは、我が国が存立危機事態であるかによって決定され、邦人の有無は直接は関係ないということになります。

中東・ホルムズ海峡での機雷掃海については、2015年9月14日の参院平和安全法制特別委員会の集中審議で、公明党の山口代表の質問に対して、安倍首相は「現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定していない」と述べ、当面は実施する状況に至らないとの認識を示しています。

限定的集団的自衛権が行使されるのは、他国に加えられた武力攻撃が、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急

迫、不正の事態となる場合ですが、それがどんな時なのか具体的に説明できていないのです。

立法事実がなく、何よりも憲法違反の法律は速やかに廃止するように意見書を提出してください。

〔要望事項〕

安保関連法案の廃止を求める意見書を関係機関に提出することを強く求めます。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	1 4	受理年月日	平成27年11月13日	
陳情人住所氏名				
件 名	伊方原発再稼働に反対する意見書を関係機関に提出することを求める陳情			
〔趣旨及び理由〕 伊方原発再稼働反対の理由 (1) 原発がなくても電気は足りています。 原発は地震が起こるとすぐに停止しないといけない不安定な発電方式です。地震国日本では、原発の停止時に備えてバックアップ電源が準備されています。原発が稼働していなくても電力不足になることはありません。事実、2年近くの間、原発なしでも電力不足となっていないです。 (2) 地震に対する備えが不十分です。 伊方原発近くの海底を通る中央構造線活断層帯による直下型地震が心配です。しかし想定する基準地震動は650ガルと、あまりにも過小評価です。現実にはそれを超える地震が、過去10年に5回起きていることが大飯原発差し止め判決で示されています。 (3) 住民の避難計画は現実には不可能です。 伊方原発のある佐田岬は狭く事故時には住民約5000人が孤立し、道路は塞がれる危険な地域であることから原発を再稼働させるべきではありません。30キロ圏内自治体での避難計画は、全く現実性のないものとなっています。 (4) 伊方3号機はウランよりさらに危険なMOX燃料が使用されています。 事故が起きれば放出するプルトニウムは、ウランに比べて放射能の毒性が20万倍も高く被害を拡大します。 (5) 瀬戸内海は閉鎖性水域であり事故時の影響が余りに大きい。 瀬戸内海は人口3500万人の食料庫で、しかも日本最大級の「閉鎖性水域」で海水が数年以上入れかわりません。一たび事故が起これば放射性物質が瀬戸内海に長期間滞留し沈殿します。このような危険な立地環境のため伊方原発は運転すべきではありません。また福島原発の事故では、放出された放射性物質の多くは太平洋側へ流れましたが、伊方原発は、ほぼ360度人々の営みがあります。風向きにかかわら				

ず、常に直接放射性物質が住民に降り注ぐことになります。

(6) 火山の影響が過小評価されています。

阿蘇カルデラの巨大噴火による火砕流が伊方原発に到達する可能性があることから、運用期間中の噴火可能性や火山活動のモニタリングの方法について、火山の専門家も含めての厳格な審査を行うべきです。

一たび事故が起これば、何十万人もの人が、着のみ着のままで避難させられ、故郷に帰れなくなる。そんな発電は必要ですか。

稼働前に、半径数十キロ圏内の人たちの避難計画が必要であり、事故に備えて住民が飲むための安定ヨウ素剤を準備しておかないといけない発電。本当にそんなものに頼らないといけないのですか。

福島原発事故はまだ収束していません。いまだに日本は、原子力緊急事態宣言発令中なのです。そんな状態なのに、事故が起これば、日本が破滅するかもしれない原発を再稼働させるのは、正気の沙汰とは思えません。

〔要望事項〕

伊方原発再稼働に反対する意見書を関係機関に提出することを強く求めます。

付託する委員会	
---------	--